

# JIS

A 4413

## 住宅用配管ユニット

JIS A 4413<sup>-1991</sup>

(1997 確認)

(2002 確認)

平成**18**年 8月**20**日付け追補 あり

平成3年10月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：昭和51.3.1      改正：平成3.10.1      確認：平成9.1.20  
官 報 公 示：平成9.1.20

原案作成協力者：社団法人 日本住宅設備システム協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 建築部会（部会長 大島 久次）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 住宅用配管ユニット

A 4413-1991

(1997 確認)

## Piping units for dwellings

1. **適用範囲** この規格は、主として住宅に使用される配管ユニット(以下、ユニットという。)について規定する。  
**備考 1.** この規格の引用規格は、付表1に示す。
  2. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考値である。
2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。  
**配管ユニット** 建築部材に取り付けられるように前加工された配管、ダクト、電線管群で、独自のフレームなどに組み込まれているもの。
3. **種類** ユニットの種類は、次のとおりとする。
  - (1) 床用配管ユニット：床部材と組み合わせるユニット
  - (2) 壁用配管ユニット：壁部材と組み合わせるユニット
  - (3) 天井用配管ユニット：天井部材と組み合わせるユニット
  - (4) 縦管用配管ユニット：縦管を主とするユニット
4. **機能及び性能**
  - 4.1 **機能** ユニットの機能は、次に定めるすべて又は幾つかの機能をもつものとする。
    - (1) **給水・給湯管** 水質に有害な影響を与えず、給水圧力及び給湯圧力に異常な変化、変動がなく、所定量の給水・給湯が行えるものであること。
    - (2) **冷却水管** 異常な水圧変化、変動がなく、所定量の冷却水の供給及び循環が行えるものであること。
    - (3) **排水管** 管に詰まりを生じず、所定量の排水を排出できるものであること。
    - (4) **通気管** 排水に伴って生じる空気圧力変動を吸収し、トラップの封水を保護できるものであること。
    - (5) **ガス管** 異常なガス圧力の変化、変動がなく、所定量のガスの供給が行えるものであること。
    - (6) **給油管** 異常な圧力の変化、変動がなく、所定量の油の供給が行えるものであること。
    - (7) **給気ダクト** 有害物質又はガスの混入がなく、音響的に静かで開口部間にクロストークがなく、異常な圧力の変化、変動がなく、ダクトと周囲との間に熱の出入が著しくなく、所定量の給気ができるものであること。
    - (8) **排気ダクト・廃気管** 排気によって有害な温度上昇、さびの発生、その他の変化及び変形がなく、開口部間にクロストークがなく、異常な圧力の変化、変動がなく、周囲との間に有害な熱の出入がなく、所定量の排気ができるものであること。
    - (9) **電力回路** 著しい電圧降下と発熱がなく、所定の電力供給が行えるものであること。
    - (10) **配管部材支持機能** 配管部材を建築空間内の所定の位置に固定し、保護するものであること。
  - 4.2 **性能** ユニットの性能は、次の規定に適合しなければならない。
    - (1) ユニットの性能は、完成したユニットについて 8.の試験方法により試験し、表 1 に適合しなければならない。